

実地着眼調査、譲渡所得調査……

確定申告期後に早期始動、 4月～6月の税務調査

年を通じた切れ目ない調査を実施するため、確定申告期後の調査早期立上げや翌事務年度の早期着手を推進する国税当局。個人課税部門では、確定申告期前に4月～6月の実地調査事案の選定を済ませ、調査担当者が準備調査を実施している。また、翌事務年度に着手する実地調査事案は6月までに選定・交付する方針だ。資産課税部門は4月上旬から譲渡所得事案の調査に着手し、調査経験が少ない職員へ譲渡所得の調査手法を伝承している。

本特集では、東京局、大阪局の4～6月期（第4四半期）における調査等の事務運営について、Q&A形式で確認する。

Q 東京局個人課税部門の確定申告期前の事務運営は？



調査事務については、仕掛事案の処理に取り組むほか、申告漏れが明らかな者など短期間でやる着眼調査（実地）と簡易な接触を組み合わせることで、確定申告期までに調査を終了するとしています。ただし、真に調査すべき事案については、調査を安易に終了させることなく、必要な事務量を投下して深度ある調査を実施するようです。

また、確定申告期前に4月から6月までに実施する実地調査事案の選定が済んでいない場合は、確定申告期までに選定が行われます。

継続1・2管理事案については、4月から6月までに実施する「選定事務」を見据えた情報収集が実施されます。

Q 東京局の4月から6月までの調査事務について教えてください。



確定申告期間中から内部事務を計画的に実施し、申告期間中の処理促進や4月以降の事後処理事務（計算誤りが明らかな者、添付書類未提出者等を対象に行うもの。行政指導による自主的な見直し要請等に応じない場合は調査として処理）等の効率的な実施で確保した事務量を、以下の調査事務などに投下するとしています。

1. 調査事務については、4月初旬から段階的に拡大していくように計画し、特に若手職員など経験の浅い職員について優先的に調査事務量を確保
2. 調査事案の交付は、調査担当者ごとに調査の着手時期を踏まえ、準備調査および調査予約